
日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第18巻第2号

2008年9月25日

もくじ

• 2008年春季全国研究大会概要	2
• 分科会報告	7
• 総会議事要録	12
• 理事会議事要録	13
• 日本平和学会2007年度決算報告	14
• 日本平和学会2008年度予算	15
• 日本平和学会2007年度平和基金決算報告	15
• 会員消息	15
• 編集委員会からのお知らせ	16
• 日本平和学会第18期役員	17

2008年春季全国研究大会概要

統一テーマ

平和への政策デザイン：日本国憲法の構想力

部会 I 日本国憲法を生きる

司会・討論：徐勝（立命館大学）

報告

- 1：権赫泰（韓国聖公会大学）日本国平和憲法と歴史認識：アジアとの関連で」
- 2：小森陽一（東京大学・九条の会）「日本語としての憲法9条と日本人」
- 3：阿部小涼（琉球大学）「抵抗権を考える：辺野古と高江が拓く可能性の領域」
- 4：田中宏（龍谷大学）「〈国民〉とは誰か：日本国憲法と在日外国人の権利・義務」

本部会は都合により報告を掲載できませんでした。

（ニューズレター委員会）

自由論題部会

司会：鈴木規夫（愛知大学）

報告

- 1：小松寛（早稲田大学大学院）「1970年前後の沖縄『帰属』議論：日本・米国・沖縄」
- 2：三上貴教（広島修道大学）「ヒロシマ論の位相：学術論文の検討を中心として」
- 3：平井朗（大東文化大学非常勤講師）「脱開発コミュニケーション：市民連帯と平和学の実践」

討論：新崎盛暉（沖縄大学）

五野井郁夫（東京大学大学院）

大会初日午前からの開始ということもあって、会場参加者の集まり具合を勘案しつつ、約10分遅れて部会を開始した。

まず、小松報告は、沖縄の日本復帰に関する議論を従来の先行研究に見られるような、復帰に対して賛成か反対かに分けるのではなく、日本派、米国派、沖縄派に振り分けることによって、沖縄の帰属議論を再検討しつつ、さらに帰属議論と同時に議論されることがなかった当時の沖縄自治州構想を、帰属議論の一部として位置づけるという試みも行い、その結果を次の三点にまとめた。①復帰を巡る沖縄「帰属」議論とは、沖縄の最適な形とは何かを問う一面を有していた、②復帰（日本）派、独立（米国）派、「反復帰」（沖縄）派の相違は、それぞれが求めるもの（目的）と求め方（手段）に起因した、③自治州論にも同様な差異が見られるが、日本への復帰を前提とした上での、折衷案的主張であった。討論者の新崎会員からは、なぜ今、復帰に関する議論を学問的に取り上げるか、という根源的な質問がなされた。五野井会員からは、「反復帰」論には政治的想像力があつたのか、という疑問が提示された。前者に対し、報告者は、日本における90年代以降の国民国家論、ポストコロニ

アル理論の盛り上がり指摘した上で、今日においてこそ、国家と沖縄の関係が問われなくてはならず、そのためには現在の「復帰体制」を決定した70年前後の議論を再び参照する価値があるとした。また、後者については、「反復帰」論は思想的営為として十分に評価されるものだが、現実性という観点からは可能性と限界があることは否めないと応答した。

次に、三上報告は、対人地雷禁止条約のオタワ・プロセス、クラスター爆弾禁止のオスロ・プロセスが成果をあげているのに対して、なぜ核兵器禁止につながるヒロシマ・プロセスが展開していないのか、という問いからはじめられた。様々な量的データを交えつつ、ヒロシマの存在感が、世界、また日本においても低下している実態を明らかにしつつ、ノーベル経済学賞を受賞したトーマス・シェリングの論稿がヒロシマにあらためて光をあてていることを強調した。さらに、ウォール・ストリート・ジャーナル紙のシュルツ、キッシンジャーら4名の論文が注目されている事実を踏まえ、NGOのネットワークと政府との協力関係も視野に入れて、ヒロシマ・プロセスの展開を期すべき、とする内容であった。討論者からはヒロシマのドグマ化について、フロアーから、ク

ラスター爆弾禁止と核兵器の違い、キッシンジャー等の提言の背景を巡る質問等が出され、刺激的かつ、興味深い議論を共有する機会となった。

最後の平井報告は、近代における公正志向と豊かさ志向の相克を、開発主義から脱却する平和学の視点で読み解くものであった。一般的にコミュニケーションと認識されている領域の中にも、暴力を増やす方向性を持ったものと、暴力を減らす方向性を持ったものの相反する二つのベクトルが混在しており、前者は開発主義的で、J・ハーバーマスの「戦略的行為」、P・フレイレの「エクステンション」に通底する「開発コミュニケーション」、後者は開発主義から脱却し、「コミュニケーション的行為」、「コミュニケーション」に通底する「脱開発コミュニケーション」と定義される。植民地時代以来フィリピン民衆の支配装置であったカトリックは、19世紀の独立闘争を通じてイエス受難を民衆解放へ重ねる視座の逆転を得た。1960年代以降ネグロス島では解放の神学の

影響が加わって、民衆が開発独裁政権の暴力から自らを守る草の根宗教運動が高まり、イエス受難と民衆の苦難を重ね合わせて演劇化する活動の中で、人々を意識化して共闘を募る脱開発コミュニケーションが実践された。その後諸情勢の変化によって、民衆のコミュニケーションの中にも開発コミュニケーションへの「揺れ」や「せめぎ合い」が起こっているが、それゆえに我々のコミュニケーションから開発コミュニケーションのベクトルを減らし、脱開発コミュニケーションのベクトルを増やすことが暴力の克服に有効であることが報告された。

総じて、これら三報告は自由論題部会として個別に論じられる部会構成となったのだが、部会企画段階において三報告の内容をもう少し明確に把握すべく取材調査して調整できれば、一定のテーマと方向性をもったユニークな部会として企画構成されえたのではないかとする意見もあった。

(鈴木規夫)

部会Ⅱ ラウンド・テーブル『『平和基本法』を再検討する』

司会：遠藤誠治（成蹊大学）

発題者

岡本厚（岩波書店『世界』編集部）

鈴木佑司（法政大学）

山口二郎（北海道大学）

佐藤安信（東京大学）

水島朝穂（早稲田大学）

本部会は都合により報告を掲載できませんでした。

(ニューズレター委員会)

部会Ⅲ 生命テクノロジーと平和構想

司会：星野智（中央大学）

報告

1：安齋育郎（立命館大学）「現代の科学技術と平和」

2：石田勇治（東京大学）「ジェノサイドと科学：ホロコーストと“ナチズム体験”を再考する」

3：栗原彬（立命館大学）「科学権力と排除の政治学：生命政治の視点」

討論：加藤節（成蹊大学校平和研究所）

「生命テクノロジーと平和構想」をテーマにした部会Ⅲの報告内容のキーワードを挙げるとすれば、それは「生命政治」あるいは「バイオポリティクス」であったように思われる。「生命テクノロジー」が、生物の生命現象に関する科学的知見を基礎に「実社会に有用な利用法」をもたらす技術の総称であるのに対して、生命政治は人間の生殖、出生率、死亡率、健康の水準、寿命などの調整や管理にかかわるものである。現代における生命政治の行使者は、巨大な生命テクノロジーを独占する企業と生命管理を行う国家であるといえる。生命政治はまた、「一方でよりよい生活とその生活を進める社会をデザインし、他方で生きるに値しない生命を定義・認定して排除する政治」（栗原彬）でもある。

まず安齋育郎氏は、上記のような視点から「現代の科学技術と平和」というテーマで、ナチ党の独裁政権下で

医師あるいは医学が果たした生命政治による人間の排除、すなわちさまざまな障害者の排除の事例を挙げ、科学そのものが時の権力の価値観に屈服・同調・奉仕する科学者によって暴力へと変質した点を指摘した。この類例は、マンハッタン計画に参加した科学者、731部隊で細菌兵器に開発に従事した科学者、日本の公害問題や薬害問題で企業防衛に与した専門家などである。生命テクノロジーと平和との関連については、「科学（技術）がもつ可能性の一方で、科学（技術）がもつ暴力性についての認識を広める」、「平和学会など専門家集団が対社会的に、問題の重要性を提起する活動に持続的に取り組む」、「生命テクノロジーの教育プログラムに平和学的視座を位置づけるカリキュラムを提案する」など、重要な問題提起がなされた。

石田勇治氏は、「ジェノサイドと科学—ホロコースト

と“ナチズム体験”を再考する」というテーマで、近代のジェノサイドが国民・民族・人種といった概念と結びついて、植民地支配や全体主義支配あるいは総力戦体制の下で、科学・法・メディアを動員して遂行された点を取り上げた。とりわけナチズム体制下では、アウシュヴィッツ強制収容所の医療棟での双子の研究・人体実験、人間の血液蛋白の分析、女性の不妊化実験など、医学が生命政治において大きな役割を果たしていた。いかにすればナチス国家が生命管理と排除の政治としての生命政治のなかで、生命テクノロジーの開発を行っていたのである。民族や人種への排他的なアイデンティティを伴う生命政治が優生思想と人種主義を生み出した点を再検討することで、今日の遺伝子工学や先端医療のあり方についての問題を提起した。

栗原彬氏は、「科学権力と排除の政治学—生命政治の視点」というテーマで、生命政治と排除の問題、そしてもう1つの生の回復を企てる生命政治について言及した。氏によれば、生命政治とは、「生を制作し、管理し、操作する、その意味で生を支配する政治」である。ハンセン病問題や水俣病問題は、特定の生命を選別し排除する生命政治の行使であった。さらに排除は、「所得や雇用に限らず、学び、仕事、家族、地域、福祉、表現、身体、自己自身からの重層的な排除となる。」その意味では、現代のプレカリアートもそのカテゴリーに加わる。

他面、生命政治の背景には多国籍企業、金融資本、バイオ産業などによる地球市場化があるという。栗原氏の生命政治概念は、フーコー的な概念に基づきながらも、グローバルな場面に拡大している点で、それを乗り越えている。それだけでなく、「もう1つの生命政治」という概念によって、生命政治のもつ抑圧的な側面とは別の人間解放的な視座を提起している。それは生活の潜在能力あるいはサブシステムを回復し、他方で市場や行政による生命政治の支配を受けない重層的な公共圏の形成である。

これらの報告に対して加藤節氏やフロアーからの質問が出されたが、概して、どの質問も報告者に対して賛同的なものが多かった。最後に、「生命テクノロジーと平和構想」という本部会のテーマに立ち戻って考えると、キーワードとなった生命政治は、遺伝子組み換え作物（GM作物）、ES細胞やiPS細胞など生命テクノロジーに関する領域から、少子化対策などの人口管理やメタボリック検診などの健康管理といった国家による生命政治、さらにはジェノサイド、プレカリアートなど排除を推進する生命政治にかかわる領域までに及んでいる。平和を構造的暴力の不在という点から捉えると、生命に対する「暴力」の排除という生命政治のもう1つの視座が、生命テクノロジーと平和を結びつける接点となる。

(星野智)

開催校企画 ジェノサイドとセクシズム：ジェノサイドにおけるジェンダー性の究明

司会：古沢希代子（東京女子大学）

報告

- 1：松野明久（大阪大学）「インドネシア9・30事件後の共産党弾圧におけるセクシズム」
- 2：江口昌樹（旧ユーゴにいがたネットワーク事務局）「旧ユーゴ紛争における性暴力と女性たちの境界を越えた連帯運動」

討論：秋林こずえ（立命館大学）

本セッションは、韓国・済州島で開催された前研究会でフォーカスとなった済州島4.3事件の真相究明に触発され、ジェノサイドの構造にジェンダーという新たな視点を投影することを目的とした。具体的には、コソボ独立で新たな段階をむかえた旧ユーゴ紛争と戦後の冷戦体制下で発生し、その後の独裁政権下で隠蔽されてきたインドネシア9.30事件を取り上げ、ジェノサイドの「全過程」に潜むセクシズムを明らかにするとともに、エスニック・ナショナリズム、独裁、軍事化と親和するジェンダーのしかけを乗り越えていく方策を探った。報告者と討論者はそれぞれ旧ユーゴ、インドネシア、沖縄で女性たちの運動を伴走してきた研究者である。

まず、松野会員は、1965年の9.30事件後に発生したゲルワニという共産党系女性団体への弾圧が、同団体を「拉致された陸軍将校たちを性的にいたぶった淫乱でサディスティックな集団」とするための軍関係者による徹底したプロパガンダを伴い、会員の殺害や拘禁による身体性の抹殺のみならず、その社会性を蹂躪することによって女性のアクティビズムを封殺する「組織的な企て」で

あったことを明らかにした。ゲルワニを「魔女化する」真の目的は、他の女性たちとの紐帯を断ち、一夫多妻制と幼児婚の廃止、平等な教育機会と賃金を求めたゲルワニの政治的アジェンダを葬ることだった。その後権力を確立したスハルトは、「母性こそが女性の本性」として、保守派の性別分業イデオロギーに従う女性運動を統治体制に組み入れた。かくして「女性の五徳」という規範と公務員や軍人の妻による翼賛的女性組織の形成、「PKK（家族福祉育成）」活動に代表される官製の女性生活向上運動を基軸とした「国家母性主義」は構築されたのである。

次に、江口会員は、旧ユーゴ紛争において性暴力が民族浄化のための軍事戦略として利用されたこと、各エスニックナショナリズムの核は「血（血統）と土地」であり、それは家父長主義的な家族観や性別役割と抜きさしならず結びついていることを明らかにした上で、女性は被害者となっても、自立しておらず、男性および家父長的国家に守ってもらわねばならない「期待される被害者像」を演じることを強要されること、よってこの像

をどのように粉砕するかがフェミニスト NGO の運動の課題であったと述べた。具体的な実践としては、難民キャンプでの活動を通じて被害者である女性が「助けられる」存在から「助ける」存在に転化することへの支援、それぞれのナショナリズムがプロパガンダを駆使して戦争への動員をはかる中で、紛争の真の姿を捉えるために情報を交換し、精神的および行動による抵抗を続けてきたことを紹介した。さらに、現在のコソボで起きていることとして、80の女性団体がネットワークをつくり、6つのセルビア人(少数派)女性団体を支えていること、これらの団体は、セルビアとコソボの往来ができない厳しい状況の中でも、定期的にマケドニアで会合を持ってきたこと、また、セルビアのフェミニスト団体がコソボ独立を支持し、セルビアで矢面に立っていることにもふれた。

両会員の報告を受けて、秋林会員は、戦時と平時には連続性がありジェンダーがその接続の構造を明らかにすること、軍事主義(力による秩序や安全の維持)と家父長主義がヒエラルキーの構築、ジェンダー役割の規定、その内部における暴力の構造化によって互いに補強しあっていると、家父長制は単なるシステムではなく「主義(イズム)」として理解するべきと論じた。また両報告においてセクシュアリティも家父長主義を支える重要な要素であった点に触れ、ホモフォビア、ヘテロセクシズムを、組織的暴力の分析にどう位置づけるべきかという問題提起を行った。

その後、参加者との間で活発な質疑応答があった。まず会場からの発言とそれらに対するレスポンスを紹介する。

最初に、ホモフォビアについて旧ユーゴのフェミニスト団体はどう認識しているのかという質問に対し、江口会員は、「WIB(Women in Black)ベオグラード」の活動はレズビアンを支援することから始まっており、女性の中でもさらにマイノリティである彼女たちが自助自立し連帯することから、他民族との連帯につながっていったと答えた。次に、家父長制の「効能」について、女性を分断する道具として「家族(血縁)」と「セクシュアリティ」の存在が大きいのでは、という質問に対し、江口会員は、例えば内戦のニュースをテレビで見た後、敵への怒りが身近な女性への暴力に向かうことが頻発したが、ナショナルな暴力と個人の暴力が家父長制という構造化された非対称性において連結しているのではないかと、WIBは自分たちの組織の中に決してヒエラルキーをつくらないことをモットーにしていると答えた。また、松野会員は、ジェンダーの本質は非対称性にあり、実はそれはプロパガンダの非対称性にも現れており、ゲルワニの女性たちが「性的放蕩」を非難され「同性愛者」や「邪悪な母親」と中傷されたことは、男性のコミュニストの迫害では起らなかったと補足した。女性が「家」の中で男性の「性の相手」となり「子を産む」役割をまっとうすることが家父長制ひいては軍事化の基本であることを体制は熟知しているのである。最後に、「女性団体」と「フェミニスト団体」とは違うように「女」をひとくりにすることには問題があるのではという質問に対し、秋林会員は、女=平和、男=暴力、という単純なくくりは、日本の平和運動、例えば「憲法9条世界会

議」にも見られ、それは問題ではあるが、暴力に関しては、その場面をひとつずつ検証し、さまざまなアクターによる異なった発露をもつ「暴力」というものに対抗していく力をつけることが必要である、と答えた。

次に、質問票へのレスポンスを紹介する。

高橋とよみ氏(茨城大学)からの「強制妊娠の被害者で育児放棄の例はあるか」との質問に、江口氏は「フラッシュバックが起こり子どもに触れない被害者はいる。里子に出したり養育施設に預ける人がいる一方、自分で育てる人もいる」と答えた。また、竹下美穂氏(東京女子大学)による「旧ユーゴ地域では現在でもジェンダーの政治利用は続いているか。また、WIBの活動は(沈黙)〈黒装束〉をシンボルとして利用しているが、それは(抵抗)〈悪魔的〉というイメージを醸し出すためであり、従来の〈女〉像をずらすのが目的であるが、効果はどうか」との質問に、「近年クロアチアではツジマンが死去し、民主化が達成された。宗教勢力が政治を利用できる余地が狭まったため、中絶の非合法化(自民族人口の回復)などを掲げて勢力維持をはかっている。WIBの〈黒装束の女〉については、従来夫を失った女性は喪服を着て家で泣きくらすものされたが、黒装束の女性が街頭に出て政治的アピールを行なうことはその表象を打破する挑戦と認識している」と答えた。

松本真紀子氏(FAV)は「ゲルワニの女性たちに関するつくられたイメージに〈男性の軍人に対する女性からの性的恥ずかしめ〉があったが、米軍兵士によるイラクのアブグレイブ刑務所におけるイラク人男性に対する性的拷問が想起された。根底に流れる思想/イデオロギーは何か」と問い、松野氏は、ゲルワニに関する話はねつ造であったと断った上で、「それは〈征服〉への欲求だと思う。そのために男を裸にし、性的辱めになすすべもない〈女〉にする。〈男〉が〈女〉にされることは転落であり被害者には精神的打撃を与え、またそのイメージは社会的嫌悪を惹起する」と答えた。

上記の質問と関連してロニー・アレキサンダー会員から、「女性の暴力性」をどう捉えるかという質問が出され、秋林会員が「女性はどうの場合に暴力の行為主体となるのか」という問いを立てる必要があると応答した。

最後に、横田雄一会員による「クロアチアとセルビアのフェミニストと NGO が連帯しえた理由は思想の質か。セルビアのフェミニストがコソボの独立を支持しえたのは少数民族の自決を支持する考え方が根底にあるのか」との質問に、江口会員は「すべての民族が民族浄化を掲げて戦争し、女性のセクシュアリティは自民族と敵民族双方の搾取と攻撃の対象となったという共通項があった。また、セルビアのフェミニストはコソボでは独立によって全般的な人権状況が改善すると判断した。彼女たちは人権が国家主権より優先すると考えた」と答えた。

秋林会員が指摘したように、軍事化がヒエラルキーと分断によって支えられるものであるなら、それを阻止するのは自立と連帯である。そのために自国の「平和」の中にあるヒエラルキーと分断を見抜く知的な体力と運動の体力を私たちは必要とする。本大会のテーマは「平和への政策デザイン:日本国憲法の構想力」だが、全体

会では日本国憲法の9条と24条の関係が議論されるべきであった。私たちがつけるべき力は9条と24条を単

体でとらえているだけでは見えてこないのである。
(古沢希代子)

部会IV 平和への政策デザイン

司会：多賀秀敏（早稲田大学）

報告

1：伊勢崎賢治（東京外国語大学）「日本の国際平和協力活動に武力はどこまで必要か」

2：浅井基文（広島市立大学）「日本国憲法が示す21世紀国際社会とのかかわり方」

3：古関彰一（獨協大学）「憲法9条と安全保障の概念」

討論：石田淳（東京大学）

本部会は、大会統一テーマの「平和への政策デザイン－日本国憲法の構想力」の最終部会である。企画委員から承った本部会の趣旨は、「大会全日程の議論をふまえ、憲法第9条を実現するための具体的な条件を模索する。国際協力や人道支援の差し迫った現場で憲法9条の精神はどのように生かされるのか。自衛隊はどのように改編されるべきなのか。自治体や地域はいかなる平和政策をつくりあげるべきなのか。表層的な『国際貢献』論を越えて、学会が提起するグローバルな平和構想の具体像を模索する」であった。この点を紹介したのち、3名の報告者と1名の討論者によって、議論が展開された。

まず、伊勢崎賢治会員（東京外国語大学）から「日本の国際平和協力活動に武力はどこまで必要か」と題して、主にご自身が携わったアフガニスタンにおけるDDRを紹介、その結果、DDRは終了したが成功したわけではないと総括した。政治的には総選挙を行い成功といえるが、その後の軍事情勢にかんがみれば軍事的には大失敗といわざるを得ない。シエラレオネでもそうであったが、疲弊した戦争は「正義か平和か」の選択肢の前では「平和」を選択してしまう。人権をも超えて妥協して単なる手打ちのごとき「平和」を獲得しなければならないのは、なぜか、何であるのかという問題提起であった。とまれ、統一されていない国、民主主義を経験したことのない国（アフガニスタン）に対して、丸腰の士官によって、日本は政治力のみでこの重大な任務を達成したという評価はなされた。ただし、SCR1776において、法的拘束力を持たない慣習である前文の部分に、ISAF-OEF-MIOへの謝意をさしはさんだ決議を根拠にテロ特措法を作った日本は真の法治国家か否かを疑われるとした。

2番目の「日本国憲法が示す21世紀国際社会とのかかわり方」と題する浅井基文（広島市立大学）報告では、憲法9条に対するあいまいさが問われた。戦後60有余年にわたる日本に独特な今ある現実をそのまま受け継ぐ現実主義が（丸山真男）、憲法9条の平和をあいまいにしてきた。湾岸以前は、戦争責任追求の不徹底、日米安保・沖縄を切り離すこととセットになった独立、ベトナム戦争などでのアメリカの兵站基地としての役割、ヒロシマ・ナガサキを否定する対米核抑止政策へのコミットメントなど、憲法9条のために日本自身は戦争に参加しなかったという誤った認識のもとで、解釈改憲が山をな

した。護憲派は、国連中心主義を唱えてきたが、湾岸以降、日本は軍事的国際貢献に乗り出し、改憲派が国連中心主義を根拠とするに及んで、その内実が変質したことに効果的に対応し切れなかった。しかも、50年代、60年代、70年代と護憲派は国家を語ってこなかった。古い軍国主義の国家像が根強く残り、国家は忌むべき存在とされたからであった。

こうした事実の累積が、「力による」平和観（権力政治）を「力によらない」平和観（脱権力政治）に換えて強く発信すべきときに、それをなしえなかった。このあいまいさを乗り越えて、人権・民主主義からなる国際社会の成熟に向けた「個人を国家の上におく」国家観に基づく発信ができるなら、日本は強権政治に換わる対抗軸を提起しうるし、日本の将来に夢を託せる。それはひとえに主権者のあり方にかかっているとしめくくった。

古関彰一（獨協大学）会員の第3報告「憲法9条と安全保障の概念」は、安全保障の新たな地平を探るものであった。その理由は、まず、毎年 *Journal of Peace Research* に示される武力紛争データからもわかるように、冷戦後の戦争形態の変化は著しく国内紛争に傾いてきたこと。「軍事的脅威」から「新たな（脱軍事的）脅威」へ脅威の変化が認められることにあった。

安全保障概念の再検討を、まず、日本語の「安全保障」と *Security* との関係で見ると、もっぱら、日本の場合は、安全を以て *security* としていることが、憲法前文の「安全と生存」(*security and existence*：法務省仮訳)、政府開発援助 (ODA) 大綱の目的「我が国の安全と繁栄」(*Japan's own security and prosperity*)であることが読み取れる。しかも、日米安全保障条約にみられるように、日本語の「安全保障」は、*National Security* (国家安全保障) と同義語であり、したがって、「安全保障」の担い手も、その脅威も軍隊（自衛隊）のみとなる。それ以外の *security forces* は安全保障の対象と考えられず、「治安」「公安」とすることが理解できる。しかし、*Security* とは、一般に *the condition of being protected from or not exposed to danger* (危険から護られ、危険に晒されていない状態) を意味する。また、その担い手は、軍事のみならず、警察・消防組織、医療、刑罰執行組織などなどに及ぶ。そこから、現代型の安全保障の地平を探り出す努力が必要となる。

戦争の脅威に替わる脅威が出現している。すなわち、

脱軍事化、殺戮行為、感染症、飢餓、難民、大規模災害、環境破壊などである。こうした脅威に立ち向かうあらたな安全保障を考察しなければならない。そこで、いくつかの問題提起がなされた。「国家安全保障」を補完する「人間の安全保障」は、どの程度「国家安全保障」を補完するのか。20世紀の国レベルの生存権は、21世紀に国境を超える「人間の安全保障」になりうるのか。最近日本でも顕著になってきた厳罰化（死刑の執行・判決の急増、重罰立法・判決など）という安全保障に、憲法9条は無関係なのか。戦争放棄は、死刑廃止まで行き着くべきであるとしめくくった。

これら3つの報告に対する討論は、「『脱権力政治』（浅井報告）と『Securityの新たな地平』（古閑報告）をめぐって」と題して、石田淳（東京大学）会員によってなされた。討論の論点は、次の3点に絞られた。第一に、武力行使の国内制約と国際制約 - 日本国憲法と国連憲章、第二に、権力政治の新しい形 - 人権と人道の時代における強制外交、第三に、国家の戦争と個人の平和である。

論点の一は、いうまでもなく、一方は、憲法9条が禁止する武力行使の範囲とその解釈であり、他方は、国連憲章で原則的に禁止されているが例外的措置として認められる武力行使の範囲である。前者は、自衛を目的とする実力、国連の強制行動への参加にいたらざる協力、武力行使と一体化しない武器の使用の3点が問題提起され、後者では、安保理の明示的な武力行使の容認、自衛権の行使、以外の武力行使の正当化が論ぜられた。第二の論点では、近年のアメリカの武力行使の事例を整理して、「強要」型の強制外交の破綻の所産であると断じた。そこでは、「平和や軍縮がシンボルとして倒錯的に使われている」と述べた。第三の論点は、ミロシェヴィッチ、フセインを例に挙げて論じられた。

フロアからの質疑は、多数で多様であった。すべてを記すわけにはいかないので、司会進行者として印象に残った応答のみを以下に記す。

浅井会員は、日米安保を廃棄するのではなく終了させる選択肢を示した。1972年に米中、日中が和解した

折に、中国側から日米安保条約は脅威とならないとされたが、今は再び米中衝突があってもおかしくないと考えている。そのとき日本は対米協力を拒否する選択肢を有する。米国は、それによって対中、対北への物理的根拠を失う。

伊勢崎会員は、「pre-conflict」（予防外交段階）は、お金にならないという現実を語った。紛争が起きてはじめて、メディアも、人道支援団体も、軍産複合体も、UNPKOも色めきたち、活気付く。pre-conflictの段階や、次のpre-conflictにあたるpeace buildingの段階こそ儲かる工夫をしなければならない。

古閑会員は、国家を抜きにして考えることはできないが、国家の相対化は不可能ではないだろうという趣旨で発言した。また、同会員が日本国憲法の9条は、マッカーサーが天皇制を残すために引き換えに作ったという発言に質問があったが時間の関係で答えを割愛せざるを得なかった。質問者にお詫びするしだいである。

最後に司会者は、平成十三年十二月三日に国会に提出された質問第二七号「『戦争』、『紛争』、『武力の行使』等の違いに関する質問主意書から次の部分の政府答弁を読み上げた。「(テロ特措法の)第二条第三項の『国際的な武力紛争』とは、国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いをいうと考える」。「テロ対策特措法第二条第二項の『武力の行使』とは、基本的には国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうと考える」。「テロ対策特措法第二条第三項の『戦闘行為』とは、国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう」。

司会者の力量不足で、錚々たるメンバーを集めながら、部会が果たして趣旨にかなった否か自信がない。しかし、次のステップに向けてさまざまな問題提起やアイデアが披露されたのは間違いのない部会であった。

(多賀秀敏)

分科会報告

ジェノサイド研究

司会：福永美和子（元日本学術振興会特別研究員）

報告：武内進一（日本貿易振興機構アジア経済研究所）「ルワンダのジェノサイド：民間人の動員をめぐって」

分科会「ジェノサイド研究」では、ジェノサイドの実態研究をひとつの柱に据えて、世界各地で生じたジェノサイドの事例研究に取り組んできた。なかでもアフリカは、1994年にルワンダで大量殺戮が行なわれたほか、現在もスーダンのダルフール地方をはじめ、多くの地域で紛争やそれに伴う大規模な虐殺、人権侵害が発生しており、現代のジェノサイドを究明する上で、重要な位置を占めている。そこで今回は、ルワンダにおけるジェノサイドについて武内進一氏にご報告をいただき、ルワンダを中心にアフリカ地域のジェノサイドをめぐら問題

について検討した。

ルワンダでは、多数派のフトゥによって少数派のトゥチの虐殺が行われ、わずか3ヶ月間に穏健派のフトゥも含めて、人口の約1割に匹敵する50万以上の人びとが殺害された。また、虐殺に関与したとして「ガチャチャ」と呼ばれる地域レベルの裁判に召喚された人びとの数も40万人をこえる。武内氏の報告では、こうした「すさまじい暴力の噴出」がなぜ生じたのか、また大量の民間人が動員され、隣人の襲撃に加わったのはなぜか、に焦点があてられた。

従来の研究では、ハビヤリマナ政権下でつくり上げられた全体主義的な管理体制が、このような大量動員と暴力の発露をもたらしたとする説が有力であった。武内氏はこのような見方が、大量虐殺を長年にわたる部族対立の帰結だとする「部族対立史観」に反論し、国家権力による犯罪であることを明確にした点で、一定の妥当性を有すると評価する。その上で、ハビヤリマナ政権の統治能力は弱体化しており、未曾有の惨禍をもたらしたのは、国家による一元的動員というよりも、むしろ国家の破綻と内戦を背景とした多面的な動員であったとする見解を示した。政権が弱体化するなかで、トゥチ難民を中核とする反政府武装組織 RPF (ルワンダ愛国戦線) と妥協した和平合意 (アルーシャ協定) が結ばれると、これに反対する与野党の勢力が糾合し、急進派集団 (フトゥ・パワー) を形成した。そして、ハビヤリマナ大統領暗殺事件をきっかけに、暗殺を RPF の仕業とみなし、RPF とトゥチを同一視して、彼らを虐殺する動きが一気に広がったのである。

農村部での無差別殺戮を扇動したのは、地方行政機構の有力者や指導的インテリだった。武内氏は、現地での聴き取り調査から得られた証言をもとに、トゥチへの憎悪を煽るプロパガンダは、農村部にはそれほど浸透しておらず、虐殺の直前までフトゥとトゥチの人びとの間には共生関係が存在していたと述べた。武内氏によれば、人びとを殺戮に駆り立てる動因になったのは、憎悪ではなく、敵である RPF への恐怖と、虐殺を命令するフト

ゥの有力者の意向に逆らえば、不利益を被るかもしれないという身内に対する恐怖の「二つの恐怖」であった。

報告につづく討論では、ジェノサイドの実相や国際社会による介入、紛争後の社会状況などについて、多彩な論点が提起された。そのなかで武内氏は、冷戦終結後に民主化が国際援助の前提とされるようになり、多くのアフリカ諸国で複数政党制への転換が図られたものの、それが紛争の一因ともなっていることを指摘し、民主化に十分な準備期間を置くこと、移行期の政権の問題ある行動を過度に許容しないことの両面に配慮しつつ、国際援助の適切な基準を策定すべきであると述べた。また、虐殺を裁く裁判は、主導的人物を対象とする ICTR (ルワンダ国際刑事裁判所) にせよ、ガチャチャにせよ、RPF 側の犯罪が扱われないなどの問題をほらみ、必ずしも和解にはつなげていない実状などにも言及した。

分科会は 30 名以上の参加者を得て盛況に、充実した議論が行なわれた。膨大な犠牲者を生み出す虐殺の発生は、アフリカの他の地域にも共通する現象であり、国家の破綻に着目した武内氏の議論は、その要因やダイナミズムを解明するための重要な視座を提起するものである。ルワンダのジェノサイドについては、虐殺に加担した人びとの行動や動機、国連や隣国の関与が及ぼした影響など、なお不明な点も多く、実態調査に基づくいっそう精緻な研究が求められている。

(福永美和子)

難民・強制移動民研究

司会：小泉康一（大東文化大学）

報告：池田丈佑（立命館大学衣笠総合研究機構）「庇護の倫理と保護の倫理：現代世界における両者の結びつきについて」

討論：本間浩（駿河台大学）

本分科会では、池田丈佑氏（立命館大学）から、「庇護の倫理と保護の倫理—現代世界における両者の結びつきについて」というテーマで報告が行われた。報告者の関心は、大規模な強制移住問題が発生する今日の世界において、それに対処するにあたり、まずは、「庇護の倫理」を「保護の倫理」に取り込む形での合一化の必要性を考えることにある。ここでいう「倫理」とは、国際関係論上の *ethics* を意味している。報告者が倫理に注目するのは、強制移動民研究において①倫理的考察が少ないこと、②世界の学会において、政治学上の倫理的考察が増加していること、③現代の世界政治において、*soft law* などの非-法的規範が増加している、と見ていることによる。

報告論旨によれば、冷戦終焉後の強制移動の特色として、難民の減少と国内避難民の激増という現象が見られたが、その現象に連動して、「難民」の政治的意味の薄弱化に伴う庇護の意義の相対的な低下と、頻発するようになった「国内避難民」問題に対処するための保護の意義が重要さを増したことが指摘される。その典型的な例として、報告者は前者については国際社会が「領域内庇護条約」の作成に失敗したことを、後者については同じく国際社会が「国内強制移動に関する行動指針」の設定に成功したことを挙げることができる、とする。報告者の論理によれば、庇護は、「迫害」という個人への追及

から、国家が国家主権に基づいて「かばう」ことを本質としているのであるが、倫理の観点から見ると、それは、「赦し」の思想、相互主義、人権尊重を基礎としている、という。それに対して、保護は、庇護の場合よりも広い範囲の危害から「かばい」、かつ「ほどこす」ことを本質とし、倫理的に見れば、社会全体の功利、義務論、各個人の人権という権利論を基礎としている、という。このように、庇護と保護を対比的に説明したうえで、世界的な大規模強制移動に対処するには、視点を、将来起こりうる害悪から現在の害悪へ、迫害概念から危害概念へ、責任主体を危害発生国へ移していかなければならないのであり、このことは、庇護の倫理を保護に取り込む形での合一化に求められる、と述べた。

ただ、世界的な大規模強制移動への対処を、庇護と保護が合一化された倫理に求めるにしても、「大規模移動による責任発生国とその周辺諸国に偏る負担をどうするか」という問題が、実際の政策次元に委ねられるのであるが、それは依然問題として残っている、と今後への課題の所在を明らかにするとともに、究極的には、庇護・保護の倫理から「共生の倫理」への進展に求められざるを得ないであろう、という展望で論を締めくくった。

この報告は、難民・国内避難民に対する庇護・保護のあり方を、国際関係論上の *ethics* の観点から捉えようとする点において意欲的であった、と評価される。しか

し、討論者やその後の質疑で、若干の会場参加者から指摘されたように、庇護と保護それぞれの概念についての説明が不鮮明であるし、捉え方に疑問があるままに、両概念が対置的に設定されている。また、庇護と保護の対置と連動する背景とされた、庇護の減少と保護の増大という現象は、冷戦時期には民族・宗教対立を押さえつけていた超大国の覇権的力の、冷戦終焉後における弱体化に伴うこと、かつ大国のパワーゲームへの「拘り意識の低下」の下で、これら対立発生国に対し、大国が無干渉・放置の姿勢をとったことを背景に、それらの対立が内戦

として暴発したと構造的に関わりがあったのであり、国内避難民の「国内強制移動に関する行動指針」も、関係地域がパワーゲームの枠外におかれ、かつ紛争当事国による国境遮断によって避難民が国内移動におし留められたことになったからこそ、それなりに意味を有し得た、と見るべきである。報告に展開された国際関係論の視点からの ethics も、国際政治の実際に基づく実証的な裏づけと構造的な分析が必要であった、と考えられる。

(本間浩)

平和と芸術

司会：奥本京子（大阪女学院大学）

報告：和泉将朗（杉並芸術会館（座・高円寺）準備室、元地人会『この子たちの夏』制作担当）「誰が、どのように、語り継いでいくのか：演劇と劇場の現場から」

報告：淵ノ上英樹（立命館アジア太平洋大学）「嫌悪の象徴とならないために：アルメニア虐殺博物館の課題」

和泉将朗氏は、演劇人として、劇場という現場からの報告を行った。2007 年末、演劇活動に終止符を打った演劇制作体「地人会」が、1985 年から毎年夏に制作してきた朗読劇『この子たちの夏 ヒロシマナガサキ 1945』の事例を通して、「記録」と「記憶」の関係について考えるきっかけを与えてくれた。

『この子たちの夏』は、被爆により亡くなった人々、生き残りながらも肉親を亡くした家族たちが残した手記、短歌、俳句、詩歌などを、地人会代表であった木村光一氏が構成演出した 1 時間 30 分の朗読劇である。また、プロの女優が読む公演とは別に、自主上演という、台本・効果音・スライドを実費で貸し出し、一般の人たちが朗読するという形も試みられてきた。戦争という被害にあり、苦しむ人々の気持ちをより伝えるのは、死体の周りで涙を流す人たちの姿ではないだろうか和泉氏は言う。原爆に置き換えて言えば、熱線・爆風の衝撃は伝えようにも伝えきれないが、「肉親を亡くした人が、その時どういう心境であったのかならば伝えられるのではないか」とは構成・演出者の木村光一氏の言葉である。

「語り継ぐ」という行為の中で常に考えなければいけない問題のひとつとして課題となったのは、戦争・被爆を体験していない者が他者（被爆した人）の言葉で原爆を伝える時、記録である言葉をどうやって選び使うのかについてである。和泉氏は、語る人自身の言葉で語ることとにこだわりたいという。つまり、伝えてきた手段と、伝えてきた人の言葉も「記録」することが、必要な時期に来ているようである。

淵ノ上英樹氏は、アルメニア虐殺博物館という施設が平和に資しているのかという問題を解くために、2007 年 9 月と 11 月、アルメニアの首都エレバンでインタビ

ューを行った内容を分析、報告した。内容は、アルメニアの人々が、①現在のトルコ人についてどう思っているか、②未来世代に嫌悪感を植え付けることが好ましいことだと思うか、の 2 点である。結果としては、偏見に基づく現在のトルコ人に対する激しい嫌悪感が明らかになったという。しかし、アルメニアの人々の中でも、これらのことを未来世代に伝えるべきかについては意見が割れたという。このような嫌悪感がいかに醸成されたかについては、4 月 24 日（虐殺記念日）のテレビ番組などが原因であることが明らかになった。例え、女性への性的暴力を描写した美術品が主展示になり、虐殺事実をトルコに認めてもらうための客観性が歪められている。こうした展示によって過剰な嫌悪感と偏見が醸成されている可能性があり、平和に資していないのではないかと結論付けられた。

2 人の報告者の話を聞きながら、芸術と平和・暴力の関係について改めて考えさせられた。芸術によって暴力後の平和創造が可能になるとするならば、それにはどのような条件が必要なのであろうか。今回は朗読劇の試みを通してその可能性を模索することとなった。また、アルメニアの博物館の例からは、暴力後の「和解」のためではなく、その後の社会システムや政治情勢によって制限が多い状況下において「正義」がなされない場合、芸術が人々の中にある偏見や憎悪を肥大させ、人々の間の溝をさらに深くしていくことに加担しているとしたら、そういう問題に対してわれわれはどう働きかけたいのだろうか。今後も当分科会においては、そういった根源的な芸術と平和の問題を一緒に考えていきたいと願っている。

(奥本京子)

戦争と空爆問題

司会：前田哲男（ジャーナリスト）

報告：伊香俊哉（都留文科大学）「戦闘詳報から見た重慶爆撃」

老田裕美（大阪経済法科大学アジア研究所）「重慶爆撃・中国奥地爆撃の被害をめぐって」

一瀬敬一郎（弁護士）「重慶大爆撃訴訟の被害状況調査」

討論：柳原伸洋（東京大学・ポツダム大学）

まず伊香報告では、1939年から1941年における重慶爆撃の攻撃面での実態について、各部隊の『戦闘詳報』及び中国側資料の分析を通じて明らかにされた。具体的には、爆撃の目標・時間帯・高度・爆弾の種類・投下方法・爆撃の効果に対する評価などがどのようなものが抽出され、重慶爆撃の期間中にそれらがどのような変化を示していたのかといった点について述べられた。これらの分析を通じて、日本軍の爆撃は軍事目標を掲げる姿勢をとりながらも、実態的な無差別爆撃を展開したことが明らかにされた。

1937年7月から1943年7月にかけての中国全国上空襲死者については、当時の統計で33万5934人、負傷者は42万6249人という数字があるが、詳細は不明である。老田報告では、1990年代以降に刊行された河北省政協文史資料委員会『侵華日軍暴行総録』（河北人民出版社、1995.7）から、全国的被害状況が検討されるとともに、他の資料集・研究によって陝西・雲南・甘粛・貴州・広東・江西での被害状況がやや詳細にとりあげられた。これらの分析を踏まえて、日本軍の軍事目標主義的な爆撃でも、実際は一般大衆に大きな被害が出たことが指摘され、今後は日中双方の資料の照合、被害者証言のさらなる検証が必要であるとされた。

一瀬報告では2006年3月に東京地裁に提訴された重慶大爆撃訴訟の背景として、1980年代以降の中国側で

の対日個人賠償請求をめぐる動向、2001年以降の重慶爆撃被害をめぐる現地での運動状況が説明された。そして、重慶大爆撃裁判では今年3月までの6回の法廷で10人の原告により意見陳述が行われ、その陳述書が爆撃研究においても貴重なデータとなっていることが指摘された。また東京での提訴後、中国国内での爆撃被害に関する市民・研究者の関心は高まっており、例えば四川省成都市の被害調査の結果は、本年7月の成都の爆撃被害者約20人による第2次提訴につながっていることが指摘された。

討論者からは、日本の重慶爆撃研究との対比的な意味合いから、ドイツの空襲記憶について「犠牲者神話」をキーワードとして戦時中から統一後までを概観する発言があった。ナチス・プロパガンダでは空襲は英米軍のテロ爆撃であり、東独ではヒトラー・ファシズムの犠牲として空襲被災者は表現され、また西側連合軍の帝国主義的攻撃として空襲は語られた。そして、英米仏占領地区（後の西独）では「お互いさまではないか」と自国の加害を相対化するために空襲は語られた。これらは「犠牲者神話」の代表的な機能である。統一後には、第三帝国史研究の変化に伴い空襲研究も活発化し、「犠牲者神話」は批判的に研究され、犠牲者集団内の重層性などに目が向けられている状況であると述べられた。

(伊香俊哉)

非暴力

司会：松本孚（相模女子大学）

報告：大畑豊（非暴力平和隊・日本（NPJ）共同代表）、大橋祐治（NPJ 理事）、大島みどり（NPJ 理事、スリランカ第一次派遣メンバー）「地域紛争への非暴力介入の課題と可能性：非暴力平和隊のスリランカでの5年間の活動評価」

【非暴力平和隊（NP）の活動概要】 NP（Nonviolent Peaceforce）は訓練された市民を紛争地に派遣し、非暴力的手法を用い、対話により平和的解決を模索できる環境を作り出すことを目的とし、2003年からスリランカでの活動を開始、現在約20カ国から25人を派遣している。2007年5月からフィリピン・プロジェクト（ミンダナオ）も開始した。

市民による組織的な非暴力介入の活動は1980年代からさかんに行なわれるようになり、現在では20ほどの団体が活動をしているが、NPは大規模派遣に特化した団体を目指して設立された。

非暴力介入の特徴的活動として護衛的同行というものがある。紛争地においては人権活動や平和運動をしていることにより、その本人や家族に暗殺・誘拐等の脅迫・危害が加えられることがある。そのようなときに外国人がともにいることによって危害から現地の人を守る、ということがこれまでの経験で実証されてきている。いわば非武装のボディガードであり、現地の活動家の安全を守ることによって、現地の人たちの手による紛争解決を側面から支援していくものである。

「平和をつくる（Making Peace）」という言葉があるが、NPのしていることは「平和づくりのための空間・環境をつくる（Making Space for Peace）」ということである。Making Peaceはその地域の文化・慣習・法律・社会状況を熟知している現地の人たちによってなされるべきである。ただ、そうした活動を暴力により妨害す

る状況があるのなら、私たち外国人がそこにいること（プレゼンス）によって危害を予防するとともに、世界からの支援・注目を物理的に敵対する勢力に示し、殺し合いや脅し合いではなく、話し合いによる解決を促すのである。自治・自決権を尊重し、NPは紛争解決そのものには関与しない。

このように特定の人の「いのち」を守る活動のほか、デモ・集会の開催や地域の安全が守れるよう監視するオブザーバー（監視員）としての活動、不当な逮捕、脅迫等に対して世界中の支援者からメール、ファックスなどを集中的に送りつける緊急行動ネットワークなどの活動がある。

【成果と課題】 第三者による評価報告書で評価されている点としては、コミットして、勇気があり、オープンで、使命に閉じ籠っていない。スリランカの平和への努力に貢献している。軍国的な社会での紛争への非暴力的アプローチの可能性を物理的に示すプレゼンスは重要である。国際的諸団体が活動できない分野のギャップを埋め、他国際団体よりはるかに住民に近く接しているなどがあげられている。

改善すべき点としては、NPSLの役割について地元住民の理解が不徹底である。メンバーのトレーニングが十分でない。情報収集・分析・知識経験の蓄積や安全対策等のシステムに不備がある。ERNのような草の根的手法に加えて国際的影響力が必要である。資金調達を国外でなく当事国内でする必要があり。地域（現地）活動家の

自立阻害のリスクがある。プロジェクト撤退後のビジョンの欠如などが指摘されている。

会場からも多くの質問が寄せられ、たとえば紛争地における「中立性」の確保についてや、使用言語（英語帝国主義）についてのほか、非暴力の達成感・希望を感じるのとはどんなときかという質問もあった。NPJメンバーでパレスチナで活動している中原隆伸が一時帰国しており、分科会でパレスチナの地における非暴力活動の難しさなども報告してくれた。

【非暴力の希望】 深刻化した紛争に対して非暴力の手法を用いることについて一筋縄ではいかない課題も

公共性と平和

司会：庄司真理子（敬愛大学）

報告：杉浦功一（和洋女子大学）「国連にとっての民主化の課題」

報告：玉井雅隆（立命館大学大学院）「CSCE におけるナショナル・マイノリティ・イシューの変容：人権規範からマイノリティへ？」

討論：吉川元（上智大学）

公共性と平和分科会では、次の2名の報告がなされた。第一報告は、和洋女子大学の杉浦功一会員による「国連にとっての民主化への課題」であった。要旨は以下の通りである。

冷戦終結以降、国際的な民主化支援活動が発達した。しかし近年、民主化支援活動全般への「バックラッシュ」が生じている。同報告は、その中で国連の民主化支援体制の現状と課題について考察した。まず、冷戦時代から現在に至る国連の民主化支援体制の発達である。冷戦後、加盟国での「民主主義国家」の増加、民主主義の規範への支持拡大、ブトロス=ガリ事務総長のリーダーシップ、90年代後半からのアメリカの後押しなどで国連の民主化支援活動は発達した。しかし他方、根強い内政干渉への警戒、政治制度より民主化を支える経済的条件を重視する途上国の傾向、事務総長のリーダーシップの限界があったことが指摘された。今なお、加盟国間で民主化支援に対する態度の違いが存在する。次に、国連の民主化支援体制の現状として、事務局や国連開発計画、国連民主主義基金などの活動を説明した。全体的な特徴として、民主主義には特定のモデルがないことの強調、国連全体としての総合的かつ体系的な民主化支援体制の発達の遅れ、分野及びアプローチの面での民主化支援活動の偏りがあることが指摘された。まとめとして、国連の民主化支援体制の現在の体制の特徴は、加盟国間での民主化支援に対する態度の違いを反映した結果であり、今後の改善には、国連全体の民主化支援の総合的な体制作りと、加盟国間での民主主義や民主化支援に関するコンセンサスの構築が必要と指摘している。

第二報告は、立命館大学国際関係研究科博士後期課程の玉井雅隆氏による『CSCE におけるナショナル・マイノリティイシューの変容——人権規範からマイノリティへ？』であった。その要旨は概ね次の通りである。欧州安全保障協力機構（OSCE）の少数民族高等弁務官（High Commissioner on National Minorities, HCNM）は、OSCE における数多くの機構・メカニズムの中でも“Most Successful Story”（OSCE 高官）であるという評価を受けている。同報告においては、第二次世界大

ちろんあるが、さらに答えに窮する疑問が、武力による「解決」に投げかけられている。組織的な非暴力介入の活動は最近始まったばかりであり、武力・軍事介入に比べたらノウハウの蓄積はまだこれからといえる。非暴力による平和構築には、時間もかかるが、忍耐強く、人類の英知を殺し合いでなく、和解のためにいかに結集していくかということが21世紀に生きる私たちに問われている。

【参考文献】 君島東彦編著『非武装のPKO：NGO非暴力平和隊の理念と活動』明石書店

（大畑豊）

戦以降危険視されてきた「ナショナル・マイノリティ」権利擁護がどのような過程を経て、HCNM 成立へと結実されたのかを、国家アクターの規範認識の変容という点から検討している。第二次世界大戦以降、欧州においてはナショナル・マイノリティの権利保護は人権規範の範疇に存在するものであり、集団としての権利が省みられることはなかった。しかし1973年以降、その位置づけが次第に変容していく。当初は人権を超えた位置づけであったのはユーゴスラヴィアのみ主張であったが、次第にその位置づけの変容はブロックを超えて見られるようになる。1990年代初頭においては、人権規範とは別概念となる議論が展開されていき、安全保障分野・紛争予防概念と結合して「マイノリティ規範」の形成がなされていき、1992年にHCNMの成立へといたった。マイノリティ規範は、人権規範の範疇に属しつつも独自の性質を帯びつつある、分化過程にある規範である。HCNM 自体には規範の強制力を有してはいないが、欧州評議会などの他の欧州国際機関の枠組みなどを同時に検討する必要がある、というものであった。

両報告に対して、上智大学の吉川元会員がそれぞれ次のようなコメントをおこなった。まず杉浦報告について、国連の民主化支援活動の評価を時系列的に詳しく論じたものであり、評価に値する。しかし、民主化支援への取り組みが冷戦期終了とともに国連でなぜ可能になったのか、その背景としての国際政治的なダイナミズムの分析がほしかった。また民主化支援と自由化支援の区別、それから平時での民主化支援と紛争後平和構築での民主化支援を分けてみると、国連の実績についての評価も分かれるのではなかろうか。との指摘であった。その後、フロアからも活発な質問がなされ、非常に充実した分科会となった。次に玉井報告について、マイノリティ問題は、国際平和の問題として大変重要な研究テーマであり、欧州安保協力会議（CSCE）でこの問題が捉えられる背景がよく論じられた。しかし、欧州で民族マイノリティ問題は、1919年のヴェルサイユ体制で、マイノリティ保護が安全保障問題として語られた歴史、第二次世界大戦後にマイノリティ問題は国際政治のタブーになった事実、

そして今、マイノリティ問題が復活した、こうした歴史を踏まえた報告が求められる。なぜマイノリティ問題が

紛争予防の対象として議論されているのか、もう少し突っ込んだ分析がほしかった。

(庄司真理子)

アフリカ

司会：篠原收（広島女学院大学）

報告：三須拓也（札幌大学）「コンゴ国連軍（ONUC）の再評価」

近年、頻発する国際紛争の解決のため、国連が積極的に関与すべき、との声を聞くことが多い。もちろん紛争が激しければ激しいほど、人道的理由などから介入の必要性が高まる。しかしその一方で残念なことに、このような介入が実態としては大国の利益を代弁するだけの試みに終わることもすくなくない。三須報告は冷戦期最大の平和維持活動であるコンゴ国連軍をケースとして、この「紛争介入を巡るジレンマ」の問題を考察するものであった。

報告ではまず従来のコンゴ国連軍研究の特徴とその背景にある資料上の問題が検討された。三須氏によると、従来の研究では国連軍の活動をコンゴの政治情勢とのパラレルの形で叙述することが一般的であったが、このことによって結果として国連軍最大のスポンサーであったアメリカ合衆国の影響力の問題と、アメリカによるコンゴ政治への介入の問題が、捨象されてしまったという。これに対して三須氏は、コンゴ国連軍の活動全体を規定したアメリカの政策動向を分析視座の中心に据えたうえで、コンゴ国連軍の活動実態を再検討すべきであるとした。

次いで対アフリカ支援戦略における国連の位置づけについての議論が行われた。三須氏によると、1950年代の脱植民地プロセスが、アメリカに外交政策上の国連の利用を迫ったという。特にアフリカの場合、50年代後半のギニア独立のケースが重要であった。このケースでは、旧宗主国と敵対する親米民族主義者への支援をいかに構築するかという問題が発生し、その処理策として国連を含む多国間枠組みによる支援が構想されるようになった。

さらにコンゴ国連軍派遣のプロセスにも議論が及ん

だ。1960年にベルギーから独立したコンゴでは、ベルギーと対立する民族主義者パトリス・ルムンバが初代首相の座についた。彼は対コンゴ支援をまずアメリカに求めたが、ヨーロッパ諸国との同盟関係の安定を願うアメリカは、国連を介した支援をルムンバに提示し、コンゴ国連軍の派遣が実現していった。しかしコンゴ国連軍の活動がヨーロッパ諸国の利権を結果として守るような事態が発生するにつれ、ルムンバと国連事務総長ハマースホルドは対立し、最終的にアメリカとベルギーの共同による反ルムンバクーデターに帰結した。そしてこのクーデターの成功にコンゴ国連軍も重要な役割を果たした。その後、コンゴ国連軍はアメリカの秘密工作と協同しつつコンゴに親米政権を樹立する活動を行った。そしてコンゴ危機最大の問題、カタンガ分離問題についても、アメリカ政府の後援を得つつ深く関与するようになった。

1960年代以降、アフリカでは政治的に独立が達成されたにもかかわらず、大国による経済的な搾取は続いている。しかもそれにはアメリカをはじめとする大国が隠然と関与するなかで継続している。コンゴ危機の後、アフリカは、ビアフラ内戦、アンゴラ内戦、反アパルトヘイト闘争、ルワンダ虐殺など様々な紛争を経験していくことになるが、これらの紛争と大国および国連の関与のパターンのプロトタイプが、コンゴ危機を巡るアメリカと国連軍の活動にあるという意味においても、また現在アメリカがイラクやアフガニスタンにおいて国連を介在させつつ国家建設を進めていることに鑑みても、本報告は実に時宜を得たものであった。

(篠原收)

【分科会紹介】

ジェンダーと平和

代表者：森 玲子（広島大学） 連絡先：電話 082-424-6988 ; e-mail : reimori@hiroshima-u.ac.jp

ジェンダーと平和分科会は、「ジェンダー・パースペクティブ」による平和研究を目指しています。今まで、アンペイドワーク論・軍事性奴隷問題・グローバリゼーション・セクシュアルマイノリティの平和文化などをテーマに議論を行ってきました。女性だけでなくすべての研究者、そして活動を中心に進めている人たちの参加

を期待しています。社会的弱者の平和を脅かす状況が、あいかわらず続いています。ジェンダー・パースペクティブの理解を進めるとともに、平和を求めるための行動にも取り組んでいきたいと思えます。報告者を募集しています。関心のある方はメール等で連絡してください。

総会議事要録

第18期第1回総会

日時：2008年6月14日（土）15：10～
場所：東京女子大学24号館2階24202教室

報告事項

1. 会長報告
2. 各委員会報告
3. 各地区研究会報告
4. 2008年度春季研究大会について
5. 2009年度春季研究大会・2009年度秋季研究大会について
6. 第2回平和学会賞授与式について

7. 2008年度秋季研究集会について
8. その他

審議事項

1. 2007年度決算（後掲資料参照）
2. 2008年度予算案（後掲資料参照）
3. 新入会員の承認（会員消息参照）

理事会議事要録

第18期第2回理事会

日時：2008年6月3日（金）18：00～20：30
場所：成蹊大学10号館2階大会議室

日本平和学会2007年度決算報告

日本平和学会2008年度予算

日本平和学会2007年度平和基金決算報告

会員消息

編集委員会からのお知らせ

『平和研究』第34号投稿論文募集のお知らせ

編集委員会では、学会機関雑誌『平和研究』第34号(2009年秋刊行予定)への投稿論文を、会員の皆さまから募集いたします。本号の特集テーマは「アジアにおける人権と平和」です。

今年12月には「世界人権宣言」の60周年を迎えます。しかし、ビルマ(ミャンマー)などの例からも明らかのように、アジアにおける人権保障への道のりは遠いと言わざるをえません。また、国境を超えた人身売買など、アジアでの域内協力の不十分さも指摘されています。しかし、その反面、ASEANはその憲章の中で地域人権監視メカニズムの可能性を模索しており、新たな可能性に期待する声も出ています。そして、「アジアにおける人権と平和」へ向けて、日本を含めた東アジアの役割も注目されます。

なお、投稿論文は、必ずしも特集テーマに合致していなくて構いません。ただし専門的な研究に基づく学術論文としての内容・体裁を持ったものに限ります。随筆や体験記などは受け付けません。

投稿を希望される方には、事前に論文仮題と要約(2000字以内)を提出していただきます。住所・電子メール・電話番号・FAXの連絡先の付記をお願いいたします。提出される投稿論文は、この仮題・要約に沿ったものに限ります。複数のレフェリーの審査に基づいて採否、修正の要・不要が決定されます。

なお、採用された論文につき、その要約は出版と同時期に日本平和学会のホームページ(HP)にて公開されます。論文についても、ある一定期間の後、学会HPで公開されますので、予めご了解下さい。

応募要領は以下の通りです。仮題・要約の送付先と、論文の送付先が異なりますので、ご注意ください。

仮題と要約

締め切り：2008年11月末日(厳守)

字数制限：2000字以内

送付先：石井正子

〒530-0005 大阪府大阪市中之島 4-3-53 大阪大学グローバルコラボレーションセンター

FAX: 06-6444-2178 (大学)

E-mail: masang@glocol.osaka-u.ac.jp

投稿論文

締め切り：2009年3月末日(厳守)

字数制限：400字詰め原稿用紙40枚以内(註を含む)

提出形式：投稿希望者に詳細な投稿要領を通知します。

提出された原稿等は、採否の如何に関わらず一切返却いたしません。

送付先：佐渡紀子

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東 1-1-1 広島修道大学法学部

FAX: 082-848-7788 (大学)

E-mail: sado@shudo-u.ac.jp

不明の点につきましては、編集委員長の勝間靖(E-mail: katsuma@waseda.jp)までお問い合わせ下さい。

学会誌の出版体制について

学会の機関誌である『平和研究』の出版体制の改善へ向けて、模索が続いています。2007年9月にアンケートを実施させていただいた結果、93人の会員から返事をいただきましたが、その大多数は年2号体制にすることに賛成でした。但し、学会費の値上がりにつながらないこと、論文の質が低下しないことなど、条件をつけた上での賛成もありました。他方、現行の年1号体制のままで、まずは論文の質を向上させることが先決である、という強い反対意見も一定数みられました。実際のところ、投稿論文の数は、近年、12本、6本、5本、4本と減ってきており、この傾向が続くと、年1号体制の下でも、質の高い論文を確保することが難しくなっています。さらに、(株)早稲田大学出版部の組織改革が今年になってあり、2003年に結ばれた「覚書」の見直しも行われています。以上のような文脈において、『平和研究』の出版体制については、今後の展開をみながら、執行部や理事会において慎重に議論していきたいと考えています。しかし、いずれにせよ、投稿論文の数を増やし、質の高い論文をできるだけ『平和研究』に掲載し、学会としての発信力を強化していくことが重要なのは言うまでもありません。そのためにも、研究大会でご発表されたあと、できるだけ論文という形にさせていただき、積極的に投稿していただきますよう、お願いいたします。(勝間靖)

日本平和学会第18期役員

(2008年1月1日～2009年12月31日、2008年3月14日現在)

【執行部】

会長	遠藤誠治
副会長	石田 淳 目加田説子
企画委員長	黒田俊郎
編集委員長	勝間 靖
渉外委員長	阿部浩己
ニュースレター委員長	島袋 純
ホームページ委員長	佐伯奈津子
事務局長	墓田 桂

【理事】 (★は地区研究会代表者)

(北海道・東北)	小田博志	★越田清和			
(関東)	阿部浩己	石田 淳	白井久和	内海愛子	遠藤誠治
	勝間 靖	勝俣 誠	北沢洋子	佐伯奈津子	庄司真理子
	高原孝生	竹内久顕	竹中千春	西川 潤	墓田 桂
	藤原 修	堀 芳枝	目加田説子	武者小路公秀	村井吉敬
	最上敏樹	★横山正樹			
(中部・北陸)	児玉克哉	佐々木寛	★佐竹眞明	黒田俊郎	
(関西)	ロニー・アレキサンダー		君島東彦	徐勝	田中 宏
	★土佐弘之				
(中国・四国)	浅井基文	★小柏葉子	岡本三夫		
(九州・沖縄)	★石川捷治	木村 朗	島袋 純		

【監事】

	石井摩耶子	川村陶子			
企画委員会	石田勇治	内田みどり	奥本京子	黒田俊郎	小林 誠
	進藤 兵	竹内久顕	田中孝彦	土佐弘之	直野章子
	浪岡新太郎	蓮井誠一郎	前田幸男	山崎 努	
編集委員会	勝間 靖	段 家誠	吉村祥子		
渉外委員会	阿部浩己	五野井郁夫	竹峰誠一郎	中村英俊	堀 芳枝
ニュースレター委員会	片野淳彦	島袋 純			
ホームページ委員会	井上浩子	佐伯奈津子			

日本平和学会ニューズレター Vol. 18 No. 2 (2008年9月25日発行)

発行所：日本平和学会事務局

〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1 成蹊大学 墓田研究室気付

Fax: 0422-37-3875 E-mail: PSAJ@fh.seikei.ac.jp

<http://www.psaj.org/>

編集：日本平和学会ニューズレター委員会

委員長：島袋 純 委員：片野淳彦

印刷所：北大生協 印刷・情報サービス部